

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷十五第

月四年五十和昭

論叢

乘數の問題……………文學博士 高田保馬
支那の永小作制度……………經濟學博士 八木芳之助

時論

物價對策……………法學博士 神戸正雄
戰時物價對策の再出發……………經濟學博士 谷口吉彥

研究

江戸時代の經濟政策……………經濟學士 堀江保藏
期間分析と均衡概念……………經濟學士 青山秀夫
マックス・ウェバーと十九世紀の方法的意識……………經濟學士 出口勇藏

說苑

一九三九年の銀需給……………經濟學士 徳永清行
東西經濟思想の相似性……………經濟學士 穂積文雄

附錄

彙報
外國雜誌論題

支那の永小作制度

八木芳之助

一 永小作制の本質

支那の永小作は永佃ともまた死佃ともいふ。永小作人の有する永小作權たる永佃權は、永久耕作の權利にして永小作人にして小作料の滞納をなさない限り、地主は永小作地の返還を要求し得ないものである。一般に永小作人はその永佃權を子々孫々に繼承し得るの外、自由に之を轉貸、讓渡、出典をなし得るものである。従つて永小作地に於ては、土地所有者たる地主に變更、交代あるも、物權たる永小作權には毫も影響を及ぼさない。この關係を農民間では、「東換不換佃¹⁾」、「倒東不倒佃²⁾」、「賣租不賣佃³⁾」等と稱してゐる。

現在の法的觀念に従つて永小作といふときは、地主が土地の所有權を有するに對して、小作人が其の土地を耕作又は牧畜の目的を以て使用收益する他物權（他人の物の上に存する物權）を有する關係を意味するものであるが、併し現在支那で慣行されてゐる永小作のうちには、分割土地所有關係のもの、竝に小作人が負擔付土地所有權を有するものが含まれてゐるから、支那の永小作權は單なる用益他物權よりも強力なる場合が多い。前者の分割所有關係とは、土地所有權が小作料收得權と永代耕作權とに二分され、この二個の權利が各異なる二個の主體に歸

1) 地主が交代するも、小作人には變更の意
 2) 地主が交代するも、小作人には變更の意
 3) 小作料收得權、即ち土地所有權は之を賣却しないの意

屬する關係を云ふもので、この二個の權利が合して始めて完全なる土地所有權を形成するところである。これが最も明瞭に現はれてゐるのは、中支長江流域地方に於ける田底權(地底權)と田面權(地面權)の分裂してゐる永小作地にして、田底權と田面權とは夫々別個に賣買・讓渡され得る。この際、田底權の賣買を大買、田面權の賣買を小買と稱してゐる。後者の小作人が負擔付土地所有權を有する永小作とは、「農民絶賣田底、保留田面」、即ち農民が自己に永代耕作の權利を留保しつゝ、小作料收得權のみを賣却した場合に生ずるもので、この場合には其の土地に對する農民の權利は單純なる用益他物權ではなく、小作料の支拂といふ物上負擔を荷へる土地所有權であつて、所謂地主と看做される者は農民から毎年一定の小作料を取立てる權利を有するのみで、其の土地の所有權を有するものではないと觀念されてゐる。かく支那の永小作慣行に於ては、永小作權は單なる用益他物權よりもよ、強力であり、寧ろ土地所有權に近いものであるから、永小作人は一般に永小作權を自由に相續、贈與、賣却、分割又は典質をなし得るものである。

然るに支那の民法⁴⁾上に於ける永小作權は、斯くの如く充分強大なるものではない。民法第八四二條には「稱永佃權者謂支付佃租永久在他人土地上爲耕作或牧畜之權」、即ち「永小作權とは小作料を支拂ひ永久に他人の土地上に在りて耕作或は牧畜を爲す權利を謂ふ」と謳つて、永小作權の概念を明にし、第八四三條では「永佃權人得將其權利讓與他人」と謳つて、永小作人が其の永小作權を他人に讓渡し得ることゝしてゐるが、第八四五條には「永佃權人不得將土地出租於他人、永佃權人違反前項之規定者土地所有人得撤佃」と謳ひ、永小作人が永小作地を他人に出租(轉賃)し得ないことゝし、若し永小作人にして之に違反したるときは、地主は永小作地を引戻し得る

4) 民國十八年五月二十三日公布、同年十月十日施行

こととしてゐる。然るに従來の永小作慣行では、永小作人は永小作地を自由に轉貸し得るものであり、また前大理院の判例にも「佃權人得以其所佃之地轉租於人」⁵⁾とあつて、小作權者に小作地の轉貸を認めてゐる。また民法施行後は、永小作權上に典權關係を設定し得ないこととなつてゐるから、民法上の永小作權は従來の慣行永小作權に比して弱められてゐる。更に第八四六條には「永佃權人積欠地租達二年之總額者除另有習慣外土地所有人得撤佃」と規定して、永小作人の小作料滯納が二ヶ年分の小作料總額に達するときは、別に慣習のある場合を除く外、地主は小作地を取戻し得るものとしてゐる。

かくの如く支那の民法上では、永小作權は他物權と看做されてゐるが、慣行永小作のうちには、分割所有關係のもの、負擔付所有關係のものゝ存することは上述の如くである。また民法上では永小作地の轉貸は許されないこととなつてゐるが、事實上では各地でこの轉貸が行はれてゐる。例へば浙江省の浙東及び浙西の地方では、一般の慣例として永小作人は自由に永小作地を轉貸することが出来る。この轉貸(轉佃)を普通「佃出」と稱してゐる。⁷⁾同省平湖縣に於ても永小作地の轉貸が行はれて居り、之を「放租」と呼んでゐる。更に上述の如く、民法施行後は、永佃權の上に典權關係を設定し得ないこととなつてゐるが、實際上、永小作人は永小作地を出典してゐる事もある。例へば江蘇省常熟縣及び浙江省平湖縣では永小作人は田面權を出典出来る慣例となつてゐる。⁹⁾また陳翰笙も永小作權に關しては、「得將其獲得之田面權、承繼、贈予、出賣、分割或典質」¹⁰⁾と述べてゐるから、實際には永小作權上には典權を設定し得るものと考へられる。

民法第八四六條には「永小作人の小作料滯納が二ヶ年分の小作料總額に達するときは、別に慣習のある場合を

5) 民國七年上字第九八三號(大理院判例要旨匯覽、第一卷、一一一頁)
6) 天野元之助氏、支那小作制度の研究(四)(東亞、昭和十年七月號)一一頁
7) 謝勁鏞、中國佃種制度之研究及其改革之對策(中國經濟、第一卷、第四五期合刊)四一頁、劉大鈞、我國佃農經濟狀況、五八頁、D. K. Lieu(劉大鈞) Land tenure system in China (Chinese Economic Journal, June, 1928, p. 463.)

除く外、地主は小作地を取戻し得る」こととしてゐる。別に慣習のある場合の一例として、安徽省の安慶、懷甯一帶の永小作田たる「稻租田」では、田面權を有する永小作人が、小作料滞納で起訴されても、法廷は和解によつて滞納分の支拂(償欠)を判決し得るのみで、永小作權の消滅を判決するを得ないこととなつてゐる。¹¹⁾ また江西省の九江では、永小作人が三ヶ年連續して小作料を滞納するときは、地主は永小作權を消滅せしめることが出来る。¹²⁾

かくの如く支那の慣行永小作には單なる用益他物權よりも、より、強力なるものも存してゐるから、茲では慣行永小作を綜括して取扱ふこととする。

二 永小作に關する諸契約證

支那の永小作制は江蘇、浙江、安徽、江西、福建、廣東等の諸省に普及してゐるが、河北、山東、山西の諸省にも若干行はれてゐる。また甘肅、綏遠、察哈爾等の所謂墾殖區に於ても、地主が開墾農民に永小作權を附與した關係上、茲にも永小作制が若干行はれてゐる。¹³⁾ 全支に互つて幾何畝の永小作地が存するかに就いては之を知る資料がない。

この永小作權の設定は、少ずしも契約證書を必要としないが、¹⁴⁾ 後日のため左の如き契約證書を立てる場合が多

(1) 天津に於ける永佃地契約¹⁵⁾

8) 中央政治學校地政學院與平湖縣政府編印、平湖之土地經濟、一一二頁
 9) 滿鐵上海事務所調査室、江蘇省常熟縣農村實態調査報告書八三頁 上掲平湖縣之土地經濟一〇五頁
 10) 陳翰笙、租佃制度(中國經濟年鑑上、民國二三年) G. 七六頁
 11) 謝到鑑、上掲論文、四一頁 12) 劉大鈞、我國佃農經濟狀況、一九頁

立合同人郭洛書今有稻地一段坐落牌地西南角西河沿今租與李二榮名下耕種言明每年每畝租價大洋五角五分水不長(欠)租議定每逢十月初一日交納租價自租之後準租主不租亦準轉租轉兌如至期租價不到準許業主將地撤回如至開種地畝之時租價不到有中人一面承管此係同中三面言明倒東不倒佃各持一紙各無反悔恐口無憑立此合同爲證

中友人
李 子
少 琴
立合同人
李 郭
二 洛
榮 書

(1) 右の契約書を邦譯して左に示す。

契約ヲ立テル人、郭洛書ハ、今稻地一筆ヲ有ス、ソノ位置ハ牌地ノ西南角ノ河ノ西岸ニ位ス、今、李二榮ノ名宛デ貸貸シテ耕種セシメ、毎年每畝小作料金大洋五角五分、水ク滞納セザルコトヲ言明シ、毎年十月初一日ニ當リ小作料金ヲ納付スベキコトヲ議定ス、貸貸シテヨリ後ハ、小作人ニハ小作地ノ返還ヲ許シ、マタ其ノ轉貸、賣渡ヲモ許ス、若シ期日ガ至ルモ小作料金ノ支拂ガナケレバ、地主ニ小作地ノ撤回ヲ許ス、若シ地畝ヲ耕種スル時ニ至ツテ、小作料金ノ支拂ガナケレバ、中人ガ一人デ其ノ責任ヲ引受ケル、コレハ中人ト共ニ三人ノ言明スル處ニ係ル、地主ニ變更アルモ小作人ニ影響ハナナイ、各々一紙ヲ持シ、各々悔ユル所ガナイ、口約デハ證據ナキヲ恐レルガ故ニ、コノ契約ヲ立テ、證ト爲ス

中人ニシテ友人タル
李 子
少 琴
契約ヲ立テル人
李 郭
二 洛
榮 書

(2) 浙江省嘉興縣の永佃租約(付度)¹⁶⁾

立付度據某某某今因無力耕種自願將祖遺坐落某某圩水田〇畝〇分正租與某某某耕種三面言定當日立付度據並收田面洋若干元正議定租米若干每年到冬即將乾潔好米一併照市交還不得拖欠蟲災等情悉照大例自租之後如不欠租歷年耕種雙方允洽各

13) 上掲、中國經濟年鑑、G. 八〇頁
 14) 前大理院の判例にも、佃權設定不以訂立書據爲要件(民國七年上字第一二六五號)とある。大理院、判例要旨匯覽、第一卷、一一〇頁
 15) 司法行政部、民商事習慣調查錄(天野元之助氏、上掲論文に引用せるもの)
 16) 滬業局編、嘉興縣農村調查、四四頁

無異言恐後無憑立此付度據存照

中華民國 年 月 日 立付度據 ○ ○ ○ 押
中人 ○ ○ ○ 押

(2) 右の契約書を邦譯して左に示す。

永小作契約ヲ立テル某某某ハ、今耕種スルノ力無キニ因リ、切願シテ、祖先ノ遺セル、某莊(村)、某圩(字)ニアル水田〇畝〇分也ヲ某某某ニ貸貸シテ耕種セシム、本日永小作契約ヲ立テ、併セテ田面ノ代金大洋若干元也ヲ收得スルコトヲ三人ガ言明シ、小作米若干、毎年冬ニ至ツテ直ニ、乾潔ノ良米ヲ以テ、當地ノ慣例ニ照シテ全部納付シ、滯納スルヲ得ザルコトヲ議定ス、蟲災等ノ事情ガ起レバ悉ク慣例ニ從フ、貸貸シテヨリ後、若シ小作料ノ滯納ガナケレバ歷年耕種セシメル、雙方ガ納得シ各々異存ガナイ、後日證據ナキヲ恐ル、ガ故ニ、コノ永小作契約ヲ立テ、證トス

中華民國 年 月 日 永小作契約ヲ立テル ○ ○ ○ 押
中人 ○ ○ ○ 押

天津に於ける永小作契約では、永小作權の特徴は、永小作人が小作地を「轉租、轉兌」し得る點、竝に「倒東不倒佃」の點に現はれてゐる。嘉興縣の永小作契約では、永小作權の特徴は「如不欠租歷年耕種」の點に現はれて居り、この永小作人は一定の代金を支拂つて永小作權たる田而權を購入せるものである。而して蟲災等があれば慣例に照して小作料を減免することゝなつてゐる。この點に關し支那の民法第八四四條は「永佃權人因不可抗力致其收益減少或全無者得請求減少或免除佃租」と規定して、永小作地に於ける小作料の減免を認めてゐるが、我國の民法第二七四條は「永小作人ハ不可抗力ニ因リ收益ニ付キ損失ヲ受ケタルトキト雖モ小作料ノ免除又ハ減額ヲ請求スル事ヲ得ス」と規定して、小作料の減免を認めてゐない。

トス

附記 水波ミ水車及ビ其ノ附屬物ハ借用ス(田典人ヨリ)

民國〇〇〇年〇月〇〇日

| | | | |
|------------|---|---|------|
| 田面出典契約ヲ立テル | 〇 | 〇 | 〇(押) |
| 保證人 | 〇 | 〇 | 〇(押) |
| 中人 | 〇 | 〇 | 〇(押) |
| 代筆人 | 〇 | 〇 | 〇(押) |

かくの如く永小作人が金銭の必要に迫られるときは、永小作地を典當に附して、典得人から金銭の融通を受ける。而して融通期間内は典得人が其の永小作地を自由に使用収益するもので、期限後出典人が借受金を返還すれば、元の通り永小作人に其の土地が戻される。之に反し出典人が出典地を回贖し得ず、僅かな價で永小作權を典得人に絶賣してしまふ場合もある。

三 永小作制の起因

支那に於ける永小作制の起因として、陳翰笙は(1)農民が曾て勞力を出して地主に代つて、荒蕪地を開墾し、之を熟田たらしめたる代償として、永小作權を取得せるもの、(2)農民が曾て資力を出して地主に代つて、土質を改良したることによつて、永小作權を取得せるもの、(3)内亂後流民を招致して、荒廢地を墾種せしめて永小作權を附與せるもの、(4)出資して地主より永小作權(田面權)を購入したるもの、(5)農民が耕地の田底權は之を賣却せるも、田面權は之を自己に保留したるもの、五つを擧げてゐる。¹⁹⁾

19) 前掲、中國經濟年鑑、(G) 七六頁

天野元之助氏は、(1)農民が勞力或は一部の資本を出し、地主の土地に對し、開墾・改良其の他を行つて、著しくその價値を高めたことによつて、永佃權を取得したるもの、即ち開墾永小作、土地改良小作、(2)小作人が相當の代價乃至は保證金を納めて、地主より永佃權を取得したるもの、即ち買受永小作、(3)自作農が地底權を賣却、又は負債の爲に喪失し、地面權を保留して、永佃人となつたもの、即ち留保永小作、(4)官地・皇産・旗地・蒙地・公産・族産等に永佃權を與へたもの、(5)蒙農がその隸屬農戸に永佃權を與へたもの、即ち分與永小作、(6)農民が永年小作の結果、永佃權を認定せられたもの、即ち認定永小作の六種に永小作をその起因より分類してゐる。²¹⁾

この小論では支那の永小作を其の起因よりして、(1)開墾永小作、(2)土地改良永小作、(3)買受永小作、(4)留保永小作、(5)分與永小作、(6)官地、皇産、旗地、蒙地、族産等の特殊所有形態の土地に於ける永小作に分つて、その各々につき二、三の事例を示すこととする。

(一)開墾永小作 この種の永小作として左の事例を掲げる。

(1)江蘇省の寶山、太倉及び浙江省の黃巖等の江海沿岸に於ける沙田は低窪にして、耕種に適しない。地主が斯かる土地を小人に賃貸した際に、小作人が堤防を築き、また其の他の排水工事を行つて、熟田としたもので、その報償として、永佃權を取得せるものである。²²⁾ 黃巖縣では地面を「上皮」、地底を「下皮」と稱し、永佃人は自由に上皮を典賣することを得、地主は納税の義務と小作料取得の權利とを有する。²³⁾ 「欽定戶部則例」の「開墾事宜」の中にも「江南通州崇明昭文沿海沙地佃墾工方爲多官造魚鱗册以佃戶姓名爲主業主姓名旁附業戶雖換佃仍世守若佃戶得受頂契另更令隨時將頂契報官更正册籍每年奏銷前造册報部」²⁴⁾とあつて、前清時代に江南沿海地方で勞力の多い小作人が沙地を開墾したときは、官は土地臺帳を作つて小作人の姓名を主記し、地主の姓名を附記し、地主に變更あるも、小作人は之を世守として、永佃權を與へ、永佃權に移轉のあるときは隨時交代證書を作つて官に報じて臺帳を更正し、毎年奏銷前に臺帳を造つて戶部に報ずることとしたのである。

(2)甘肅地方では、業主ある民田に於て、最初佃戶が之を開墾し、紳衿の名を藉つて開墾を報告し、奪佃を許さない團約を立てた原佃の子孫には、永久に耕作を繼承することが許された。業主は故なくして換佃するを得ないが、佃戶が故意に三年以上抗納

20) 天野元之助、前掲論文、一四頁乃至二四頁
 21) 我國の慣行永小作として、小野武夫氏は之を(一)利益權たる永小作、(二)分與所有權たる永小作、(三)負擔附所有權たる永小作の三者に分ち、更に利益權たる永小作を(1)開墾永小作、(2)土地改良永小作、(3)分與永小作、(4)買受永小作、(5)留保永小作、(6)認定永小作の六者に分つてゐるから、永小

するときは、官に告げて之を驅逐し、田が業主に歸することが許された。偶々滞納あるときは、業主は滞納小作料の請求を訴へ得るも、詞を藉つて佃を奪ふことは許されない。若し業主が其の田を他人に賣却するときは、原佃の姓名、租繳(小作料)の數目を契約内に一々註明せしめ、悉く舊の儘とせねばならぬ。或は業主が自ら耕種せんとすれば、原地の肥瘠を合計して業佃間に均分し、官に報じて執業するものとする。²⁶⁾

(3) 浙江省の金華、衢州、杭州、嘉興、湖州一帯では、前清洪楊の亂に居民の大半が逃散して、田地の荒蕪に歸したものが甚だ多かつた。亂の平定後、左宗棠が荒民を招集して開墾成熟せしめ、之に佃種權(永佃權)を認めた。固有の田主には小作料收得の權利と納税の義務とがある。²⁷⁾

(二) 土地改良永小作 之は既に土地の開墾は爲されてゐるが、其の土地の生産力が未だ充分でないから、小作人に於て追加的に土地の改良を施し、其の對償として永小作權を取得せるものである。

(1) 江蘇省の江寧、無錫、常熟等の諸縣では永佃田を「灰肥田」といふが、それは嘗て小作人が田に灰肥を加へて、その價値を高めたることによつて、永佃權を取得したるものである。²⁸⁾ 無錫では土地所有權は田底(俗名糧田)と田面(俗名灰肥田)とに分離し田底の所有者は納賦收租(納税と地代收得)の權義があり、田面所有者は耕種還租(耕種して地代を支拂ふ)の權義がある。田價は、普通田底が十分の七を占め、田面が十分の三を占める。²⁹⁾

(2) 福建省南平縣の習慣として、田地を小作する者が、農事に勤勞して、工料を惜まず、該地の生産量を増加すれば、この増加した生産品は小作人の所有となり、一種の所有權を形成し、之を自由に賣買し得る。³⁰⁾

(三) 買受永小作 之は永小作人が相當の代金を支拂ふて永小作權を買受けたるに起因してゐる。

(1) 浙江省の嘉興縣では、佃戸が地主に向つて租種(小作)するとき、田面價若干を給付し、田面を購買する。かくの如くにして小作人が永久に其の田を耕種し得る。年々小作料を納付して居れば、地主に撤佃すべき權がない。若し小作米を納入しないならば、普通三年後に於て、地主は撤佃することが出来る。³¹⁾

(2) 江蘇省の松江、海門及び江北の各地では、佃戸が小作する際には先づ頂首(田面の代金)若干元を地主に交付する。而して其

作の起因に就いては日支とも大同小異である。小野武夫氏、永小作論、八三頁以下參照

22) 上掲、中國經濟年鑑、G. 77頁

23) 同書、G. 一八五頁

24) 欽定戶部則例、卷七、田賦二上、開墾事宜(同治十三年校刊)二六頁

25) 士大夫の郷に居るの、稱(郷土の類)

の金額は土地の肥料に従つて定まる。この頂首を納付せる佃戸は永佃權を取得する。佃戸が小作料を滞納するにあるれば、地主は撤佃するを得ない。永佃人は永佃權を他人に賣却し得る。而して出賃して之を購買せる者は、即ち永佃權を取得する。³²⁾

(四)留保永小作、之は土地の所有者が何等かの經濟的事情に依り、その土地を比較的廉價に他人に賣却し、その代償として永小作權を自己に留保する小作慣行である。

(1)浙江省の平湖縣では、最初官有の荒地を墾熟した時には、地權は一人に屬する。其の後田主は經濟的困窮によつて生活を維持し得ず、其の土地を讓渡せざるを得ないが、併し絶賣して無産の徒となるを願はない。遂に田地を借款の抵押品となし、收穫物の一部分を利息に充て、永久耕作の權を保留する。之によつて一個の田權が明確に分れて、田底と田面の二部分となる。³³⁾

(2)江蘇省の靖江縣では、貧苦の農民が實際には其の土地を賣却せざるを得ないが、併し之を手離すことを欲しない場合には、財主と交渉の上、一、二割安く賣却するが、その代り永佃權を自己に留保するもので、この慣行を「自賣留種」と稱する。賣主は小作料を不納しない限り、過戸(撤佃)されることはない。錢糧國課(公租公課)は賣主の負擔とする。³⁴⁾

(五)分與永小作 之は豪農や大地主が自家の隸屬農民に永佃權を與へたものである。

安徽省の宿縣には「批帖佃農」と稱する一種の世襲的永小作があるが、小作農には退佃を許さず、甚だしきに至つては、佃戸が財産を積み田地を多く所有し、寧ろ人に小作せしめるが、自己は終身佃戸たらざるを得ず、往々にして地主の壓迫を受くるも自由に退佃するを得ない。³⁵⁾この種の永小作人は其の成立の原因よりして、主家たる豪農に永く隸屬するものである。

(六)官地、皇産、旗地、族産等の特殊所有形態の土地にも永佃權の存する場合がある。之は(1)開墾をなしたる原佃戸に永佃權が與へられたるもの、³⁶⁾(2)清朝時代に於て、民有地の租税は大抵漢人官吏たる知縣(縣長)によつて徴收され、一般に請負制度であり、且つ種々の差役があつて、その負擔は過重であつたのに反し、皇産や旗地には租税(賦)の納付が免除されてゐたから、一般人民(自作農、小地主)は自からの土地を皇産や旗地に編入されむこ

26) 欽定戶部則例、卷七、田賦二上、開墾事宜、二七頁
一部報告、清國行政法、第二卷、三五九頁
告書、灣私法、卷上、二九頁
前掲、中國經濟年鑑、G. 七八頁
同書、G. 一七〇頁

27) 同書、G. 七七頁

28) 同書、G. 七七頁

29) 同書、G. 七七頁

30)

とを熱望した。³⁷⁾これ所謂「帶地投充」にして、この際彼等自作農や小地主は永佃權だけを自己に留保せるものである。(3)更に本來賣買を許されなかつた皇産や旗地に於て、金融の必要上、その永小作權のみが賣却されたのに起因するもの等がある。

(1) 欽定戸部則例卷十、田賦四、撤佃條款には「民人の佃種する旗地では、地、所有主を易ふると雖も佃戸は舊に仍り、地主は故なくして奪佃増租するを得ず、若し佃戸が租銀を拖欠(滞納)すれば、地主に撤地して別に佃することを許す。若し佃戸が擅占すれば、官に報じて強制退地せしめる。或は地主が自作せんと欲せば、佃戸が欠租せずと雖も、また退地せしめ得るものとす。若し前項の事情なくして、莊頭、地棍が共唆して奪佃増租をなすときは、嚴に治罪を加ふ」³⁸⁾とあつて、旗地の永小作を認めざる。

(2) 上述せる民地の帶地投充(帶地投充ともいふ)關係の永佃權に關しては、大理院の判例にも「帶地投充の關係は、之を前清の舊例に徴せば、園地の性質と略々同様にして、其の地の原所有人は、既に其の所有權を喪失してゐると雖も、尙ほ永佃權を有する。この項の佃權は、苟も法律上の原因が既に消滅に歸してゐるか、或は既に他人に移轉してゐるのでなければ、之を子孫に傳へて遺産の一種と爲し得る」³⁹⁾とあつて、その永佃權を認めてゐる。

(3) 山西省平順縣の「里社」(一里は七、八村乃至十村よりなる)と族所有地には永佃制が行はる。この種永佃の開始に際しては契約を立て、小作料の種類、その他の條件を記載する。佃農が契約を履行し、期日に小作料を納付する限り、永久に佃種權を有し、地主は任意に土地を回收するを得ない。但し永佃なるが故に、若干年(五年を以て最多とす)毎に小作料額を一度變更し、契約を更新し得ることを常に載明してゐる。小作人は永佃權を有してゐるから、轉佃權を有する。たゞ普通の事情では、轉讓時には、地主の同意を得るか、若くば地主に向つて若干の手續費を納むべきものとする。轉佃のとき小作料は變更されないが、前佃戸が墾荒の時、土地に加工し、または土地の耕作條件を改良し、或は時として庵場(小舎)や樹木を作つたのに對しては、新小作人は若干の代價を支拂はねばならぬ。之を「饗頭錢」といひ、彼等の間に立てる契約を「饗頭契」と稱する。⁴⁰⁾

以上掲げた以外の永小作の諸事例を、起因別に左に舉げることとする。

31) 上掲、中國經濟年鑑、G. 七八頁
32) 上掲、中國經濟年鑑、G. 七八頁
33) 上掲、平洲之土地經濟、一一六頁
34) 前掲、中國經濟年鑑、G. 一七七頁
35) 濛和法編、農村社會學大綱、二一五頁
36) 滿洲の皇産(戶部官莊)の永佃戸(老佃戸)は墾耕によつて永佃權を與へられた

第一表 起因別永小作の諸事例

| 永小作の種類 | 所在地 | 永小作内容の概略 | 記載の資料 |
|---------|--------------|---|---|
| 開墾永小作 | 河北省天津縣 | 天津沿海地方で地主が貧民を招き墾殖せしめたるもの。死佃と云ふ。 | 司法行政部、民商事習慣調査録(前掲) 天野元之助氏論文に引用あり |
| 同 右 | 河北省天津縣 佟樓郷公村 | 小作人が地主の荒地を開墾せるに起因す。 | 中國經濟年鑑(民國三年)上G三二五頁 |
| 同 右 | 山東省 | 小作人が荒地を開墾して永佃權を取得す。 | 中國經濟年鑑(民國三年)上G七七七頁 |
| 同 右 | 山西省遼縣 | 客雇の人が本籍の者から借地して、開墾したるに起因す。 | 民商事習慣調査録(前掲天野元之助氏論文) |
| 同 右 | 江蘇省靖江縣 | 地主が濠地を購へたるとき佃戸が努力を以て墾熟せるもの。永小作人を「雇墾分子」と稱す。 | 中國經濟年鑑(民國五年第三編上)G一五〇頁 |
| 同 右 | 江蘇省常熟縣 | 前清咸豐同治年間、戰禍により土地が荒蕪せるを佃人が墾熟せるもの。 | 滿洲上海事務所「江蘇省常熟縣農村實地調査報告書」八一頁 |
| 同 右 | 浙江省平湖縣 | 明末、清初に業主が客民を招集して荒地を開墾せしめたるに起因す。 | 「平湖之土地經營」一一六頁 |
| 同 右 | 浙江省海鹽縣 | 業主の地産せる空田を開墾せるによる。地主がこの永佃地を回收せんとすれば「墾價」を支拂ふを要す。 | 民商事習慣調査録(前掲天野元之助氏論文) |
| 同 右 | 浙江省江西 | 清代の兵燹の後、田地が空蕪した際に、自由に挿種を領した者が、人を招いて開墾せしめたるによる。 | 中國經濟年鑑(民國三年)上G七八八頁 |
| 同 右 | 湖南、福建、浙江等の山地 | 荒山を開墾し、竹木を植林せるによつて永佃權を取得す。 | 中國經濟年鑑(民國三年)上G七七七頁 |
| 土地改良永小作 | 安徽省績溪 | 小作人が五穀等の肥料を加へて、瘠地を肥地としたもの。「五穀保租」といふ。 | 中國經濟年鑑(民國三年)上G七八八頁 |
| 同 右 | 安徽省蕪湖 | 小作人が土地を肥沃ならしめたるに起因す。「肥土」と稱す。田産價格は田産價格の約五分の三。 | 劉大鈞の前掲英文の「支那小作制度」四六四頁 |
| 同 右 | 廣西省左縣 | 永佃地を「春地」と稱し、永佃地の賃價を「犁頭錢」といふ。 | 農村復興復査委員會「廣西省農村調査」一五八頁 |
| 買受永小作 | 江蘇省無錫縣 | 押租を納めて田面の永久使用權を取得す。毎畝五十元乃至七十元の保證金を出して、永久佃權を取得す。 | 謝明燾、中國佃制制度之研究及其改革之新策(中國經濟年鑑第一卷、第四五期合刊)四一頁 |
| 同 右 | 江蘇省崇明縣 | 取得す。 | 同 右 |

37) 満洲舊慣調査報告書(前篇の内)皇産、四一頁
 38) 憲容氏、河北省の土地制度に就いて(東亞論叢、第一輯)一九四頁
 39) 欽定戸部則例(同治十三年校刊)卷一〇、田賦四、撥佃條款、三頁
 40) 大理院判例要旨匯覽、第一卷、一一〇頁(民國五年、上、七九二號)
 趙梅生、平順縣農村經濟概況、農村週刊第二十二期、天津益世報、二十三年

| | | | | |
|--------|-----|------------------|---|---|
| 同 | 右 | 河北省天津の 小劉莊等五村 | 旗地の永佃に對し、近來由底權者が武力を用いて、佃農を壓迫して奪田自耕す。 嗣後旗地の佃農により、御清嘉慶十四年來永佃租を有し、「例不佃租」なれる永佃地の田主が、逆年加租せらるることより、永佃人が縣府に訴へたるに、反つて拘留せられた。 | 同年鑑、八一頁 同年鑑、八一頁 |
| 官地の永小作 | 河北省 | 李家嘴 | 前清時代に官地や皇産には莊頭を置いて小作料の收納に當らしめた佃作は故なくして増租、撤佃をなす得ず、また佃作には一定年限が無いものとされてゐる。撤佃は、旗地を墾務局に墾墾すれば、分局より招戸吏を遣はし、開墾せる小作人に永佃權を與へた。 | 大理院、判例要旨匯覽、第一卷二〇頁（民國四年上 一六五四號判例） 陳德榮、綏遠的農業（中國農村經濟資料、二四八頁） 前掲中國經濟年鑑、G二六六頁 |
| 蒙地の永小作 | 綏遠省 | | | |

（備考）手許にある資料から支那の永小作制を起因別に掲げた。この外にも尙ほ永小作の事例が各地にあることと思ふ。中國經濟年鑑（民國二三年）上G七八—七九頁にも「主佃分有田權」の永小作の事例が掲げられてゐる。その多くは買受永小作と思ふが、その起因は明記されてゐない。

四 永小作制に關する若干の批判

以上に互つて支那各地の永小作制に關して概説した。この永小作制の長所は、(1)その耕作權が確立して居り、之を自由に賣却、讓渡し得ること、(2)地主に變更あるも永小作權に影響なきこと、(3)小作料を滞納しない限り、小作期間が永代にも及ぶこと、(4)地主は故なくして小作料の増徴、永小作地の撤回をなし得ざること、(5)永小作地の小作料は普通よりも低い上に、不可抗力の際には小作料の減免を地主に要求し得ること、(6)永小作人は永小作權を擔保として資金の融通を受け得ること、(7)永小作地の公租公課は一般に地主たる田底權者の負擔となつてゐるから、公租公課が増徴されるも永小作人は影響を蒙らないこと等の諸點にあつて、永小作人は安んじて耕作に従事することが出来る。

41) 永小作地の小作料には現物小作料が多いが、金納小作料の場合もある（中國經濟年鑑上二三年、C. 七九頁）
42) 例へば浙江省龍游縣の八ヶ村平均では永小作料の收量に對する割合は 24.5% であるが、普通の小作料の收量に對する割合は 54.8% となつてゐる。（農村復興委員會、浙江省農村調査、三五頁）

永小作制には斯かる長所がある反面に、また短所をも伴ふ。即ち永小作地の轉賃が之であり、この場合には、元の永小作人が中間利得を占め、小作料を吊上げて第三者に轉賃する弊を伴ひ易い。これ浙江省に於ける永小作地の轉賃に關し「這永佃田一經轉租、完全表現一種人間極慘痛的剝削」⁴³⁾と批せらるゝ所以である。民法第八四五條が永小作地の轉賃を禁じてゐるのは、かゝる弊害を齎さないための對策とも考へられる。第二に永小作制の短所として、永小作人が往々地主に對して、封建的隸屬關係に陥ること、この一例として安徽省宿縣の「批帖佃農」を掲げて置いたが、江蘇省吳江の永小作人も、同様に自己に耕種する力が無くとも、退租、田面の出賣又は出租をなす能はず、承受する人なきに苦しんでゐる。張益圃は「這種農民在若干點上竟有些像封建社會中的佃奴」⁴⁶⁾と批してゐる。されば劉大鈞は永小作人を斯かる隸屬性より解放するためには、永小作人に永小作地の轉賃を認めることの必要を高唱してゐる。⁴⁷⁾併し轉賃には上述の弊害を伴ふ虞があるから、かゝる場合には寧ろ地主をして永小作權に對する代價を支拂はしめて、永小作人の退租を許すか、若くば永佃人に出賣を許すべきである。

從來の支那の永小作慣行では、地主は故なくして小作料を増額し、若くば小作地を回收し得ないものであるが、近年に至つて、第一表中に示したる如く、河北省では、地主が故なくして永佃地の増租撤佃をなした事例もある。また浙江省では、「繫莊」、「大頂」、「佃札」、「札銀」等の押租金は、從來、永佃權の讓渡費と考へられてゐたが、最近では事情が變化し、押租金を納付するも永佃權を保有するとは限らず、また、退佃のとき必ずしも佃價（小賣、小根價）を回收し得ないことゝなつてゐる。更に小作料の滞納がなくとも退租せしめられることがあり得る。⁴⁸⁾かくて地主は永佃權の讓渡費たる押租金は、之を小作敷金たる押租金に變更し、従つて永小作制を定期小作

43) 支那民法第八四四條參照

44) 袁白は一種の永佃賦を創設して地主の賦税を輕減することを主張してゐる、
袁白、浙江省的二五減租和永佃權(方顯廷、中國經濟研究、上) 三七三頁

45) 上掲、浙江省農村調查、九頁

46) 張益圃、江蘇的土地分配和租佃制度(中國農村、第一卷、第八期) 六五頁

制に更改せんと努めてゐる。殊に浙江省では近來財政廳が稅收の増加を企圖し、「征收永佃契稅施行細則」を制定し、永佃契約に關しては「この項權利の移轉設定には均しく書面契約を用ひ、口頭で約定する者には效力を發生せず」とした。茲に於て永佃地の地主は、この機會を利用して、書面契約の無い永小作權を無視するに至つた。⁴⁹⁾ また前掲の民法第八四五條及び第八四六條の永佃地に關する地主の撤佃條件も永佃の消滅を促す有力なる契機となつてゐる。

けれども永小作の起因には相當の理由があり、永小作權の獲得には永小作人が相當の犠牲を拂つてゐるものであるから、必ずしも之が衰退を自然に放任すべきではなからう。北支の河北省には、前掲の「帶地投充」その他による永小作地が少くなからう。此等の關係について更に深く研究することは、北支の土地問題の解決、地籍整理の上に緊要である。他日の機會に之を果したいと念願してゐる。

47) D. K. Lieu, Land Tenure System in China (Chinese Economic Journal, June 1928) p. 463.

48) 翟明宙、中國農田押租底進展(中國農村、第一卷第四期)二四頁

49) 上掲、嘉興縣農村調查、四三頁 中國經濟年鑑上(二三年) G. 八〇頁

50) 同年鑑、G. 八一頁